

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048 沿革 (略) <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>第1章 定義 (第1条 - 第8条) 第2章 個別保証枠 (第9条 - 第14条) 第3章 保険料率算定 (第15条) 第4章 保険の申込 (第16条 - 第18条) 第5章 保険料 (第19条 - 第20条) 第6章 保険金の支払等 (第21条) 第7章 輸出契約の内容の変更等 (第22条 - 第23条) 第8章 雑則 (第24条)</p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048 沿革 (略)</p> <p>第1章 定義 (第1条 - 第8条) 第2章 個別保証枠 (第9条 - 第14条) 第3章 保険料率算定 (第15条) 第4章 保険の申込 (第16条 - 第18条) 第5章 保険料 (第19条 - 第20条) 第6章 保険金の支払等 (第21条) 第7章 輸出契約の内容の変更等 (第22条 - 第23条) 第8章 雑則 (第24条)</p>	
<p>第1章 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p>	
<p>第2章 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第9条 輸出契約における代金の支払人が、名簿においてE E格、E A格、EM格又はE F格に格付けされた者 (以下「E格バイヤー」という。)の場合で、約款第2条のてん補危険に係る輸出契約について中小企業・農林水産業輸出代金保険の申込みをしようとする者であって、個別保証枠の確認を希望する者は、輸出契約の金額について、<u>日本貿易保険に個別保証枠確認申請を行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第2章 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第9条 輸出契約における代金の支払人が、名簿においてE E格、E A格、EM格又はE F格に格付けされた者 (以下「E格バイヤー」という。)の場合で、約款第2条のてん補危険に係る輸出契約について中小企業・農林水産業輸出代金保険の申込みをしようとする者であって、個別保証枠の確認を希望する者は、輸出契約の金額について、<u>別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この章に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090) によるものとする。</u></p>	
<p>(個別保証枠の確認等)</p>	<p>(個別保証枠の確認等)</p>	

新	旧	備考
<p><b>第10条</b> 日本貿易保険は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は、個別保証枠確認証（以下「確認証」という。）<u>を申請者に発行するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第10条</b> 日本貿易保険は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は<u>確認する旨を、又は保証枠残高を越える場合は、確認できない旨を別紙様式第2「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	
<p><b>第11条</b> (略)</p>	<p><b>第11条</b> (略)</p>	
<p>(確認証の訂正等)</p> <p><b>第12条</b> 第10条第1項の規定により申請者に回答した確認証について、第9条第1項若しくは第11条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更（以下「訂正等」という。）の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 確認証に記載された支払人の名称に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、<u>海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074。以下「海外商社名簿について」という。）に基づき訂正等を行うことにより、確認証中の支払人の名称も訂正等がなされたものとみなす。</u></p> <p>二 支払人を変更したときは、当該変更前の支払人について発行された確認証は無効とする。この場合にあつては、<u>速やかに日本貿易保険に枠戻通知を行うものとする。</u></p> <p>三 <u>確認金額の表示通貨を変更したときであつて、確認金額を超えない限りにおいては、引き続き当該確認証は有効とする。</u></p>	<p>(確認証の訂正等)</p> <p><b>第12条</b> 第10条第1項の規定により申請者に回答した確認証について、第9条第1項若しくは第11条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 確認証に記載された支払人の<u>社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。</u></p> <p>二 支払人を変更したときは、当該変更前の支払人について発行された確認証は無効とする。この場合にあつては、<u>速やかに別紙様式第4「中小企業・農林水産業輸出代金保険（決済／枠戻）通知書」（以下「決済等通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。</u></p> <p>三 <u>確認金額の表示通貨を変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）したときは、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</u></p>	
<p>(決済通知)</p> <p><b>第13条</b> 確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該保険契約に係る輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は輸出契約の支払人に変更があったときは、当該輸出契約の相手方が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付されている場合に限り、<u>日本貿易保険に決済通知を行うことが</u></p>	<p>(決済等通知書の提出等)</p> <p><b>第13条</b> 確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該保険契約に係る輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は輸出契約の支払人に変更があったときは、当該輸出契約の相手方が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付されている場合に限り、<u>決済等通知書を日本貿易保険に提出す</u></p>	

新	旧	備考
<p>できる。</p>	<p><u>ることができる。</u></p>	
<p><b>(未使用の確認金額に係る取扱い)</b>  <b>第14条</b> 第10条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前には速やかに、有効期間終了後にはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、<u>日本貿易保険に杵戻通知を行わなければならない。</u>ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、当該通知は要しないものとする。</p>	<p><b>(未使用の確認金額に係る取扱い)</b>  <b>第14条</b> 第10条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前には速やかに、有効期間終了後にはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、<u>決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。</u>ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、当該通知書の<u>提出</u>は要しないものとする。</p>	
<p><b>第3章 (略)</b></p>	<p><b>第3章 (略)</b></p>	
<p><b>第4章 保険の申込み</b>  <b>(対象輸出契約)</b>  <b>第16条</b> 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。          一～九 (略)          2 (略)          3 第1項第7号ロに該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。          「株式会社日本貿易保険は、<u>海外商社名簿について第1条に基づき作成された海外商社名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。)取得前及び事故発生日において当該I L Cが無効であった場合の中小企業・農林水産業輸出代金保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005)第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」          4～6 (略)</u></p>	<p><b>第4章 保険の申込み</b>  <b>(対象輸出契約)</b>  <b>第16条</b> 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。          一～九 (略)          2 (略) 3 第1項第7号ロに該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。          「株式会社日本貿易保険は、<u>海外商社名簿について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074)第1条に基づき作成された海外商社名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「I L C」という。)取得前及び事故発生日において当該I L Cが無効であった場合の中小企業・農林水産業輸出代金保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005)第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」          4～6 (略)</u></p>	

新	旧	備考
第17条～第18条 (略)	第17条～第18条 (略)	
第5章～第7章 (略)	第5章～第7章 (略)	
第8章 雑則 第24条 (略)	第8章 雑則 第24条 (略)	
<p><u>(電子情報処理組織を使用した手続)</u>  <u>第25条 本規程に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>		